

委託契約書(案)

- 1 委託業務の名称 令和8年度宇佐風土記の丘免ヶ平地区芝刈・除草及び園路等清掃業務
- 2 委託業務の場所 宇佐風土記の丘免ヶ平地区(大分県立歴史博物館敷地内)
- 3 履行期間 自 令和8年4月1日
至 令和9年3月31日
- 4 委託金額 ￥ —
〔うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ￥ —
(注)「取引に係る消費税及び地方消費税の額」は委託金額に100分の10を乗じて
得た金額である。〕
- 5 契約保証金 免除(大分県契約事務規則第5条第3項第9号)

上記業務の委託について、委託者(契約担当者)大分県立歴史博物館 館長 を
甲とし、受託者 を乙とし、次の条項により委託契約を締結
する。

(総則)

- 第1条 乙は、別添の令和8年度宇佐風土記の丘免ヶ平地区芝刈・除草及び園路等清掃業務仕様書(以下「仕様書」という。)に基づき頭書の委託金額(以下「委託金額」という。)をもって、頭書の履行期間(以下「履行期間」という。)内に、頭書の委託業務(以下「委託業務」という。)を信義に従って誠実に履行しなければならない。
- 2 前項の仕様書に明示されていないものがある場合は、甲乙協議して定めるものとする。

(権利義務の譲渡等)

- 第2条 乙は、この契約による権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、甲の承諾を得た場合にはこの限りではない。

(再委託等の禁止等)

- 第3条 乙は、業務の全部を一括して又は主たる部分を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、第三者への委託が業務の一部であり、書面により甲の承認を得たときはこの限りでない。
- 2 前項の「主たる部分」とは、業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定、技術的判断等当該業務に係る基本的又は中心的なものに位置づけられる業務をいうものとする。
 - 3 乙は、業務の一部(「主たる部分」を除く。)を第三者に委任し、又は請け負わせようとするとき(以下「再委託」という。)は、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び契約金額等について記載した書面を甲に提出し、承認を得なければならない。
なお、再委託の内容を変更しようとするときも同様とする。
 - 4 前項の規定は、乙がコピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理、計算処理、模型製作、翻訳、購入、消耗品購入、会場借上等の軽微な業務を再委託しようとするときは、適用しない。
 - 5 第3項なお書きの規定は、軽微な変更該当するときには、適用しない。
 - 6 乙が委託業務の一部を第三者に委託する場合において、これに伴う第三者の行為については、その責任を乙が負うものとする。
 - 7 第1項ただし書きの場合、乙は、自らの責任で再委託先(会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号の子会社を含む。)に本契約に基づく一切の義務を遵守させることを条件として、甲の機密情報又は個人情報を再委託先に提供し、これを利用させることができるものとする。
 - 8 前7項の規定は、甲の承認を得て再々委託(再委託の相手方が更に再委託を行うなど複数の段階で再委託が行われることをいう。)する場合について準用する。

(委託業務の調査等)

第4条 甲は、必要がある場合には、乙に対して委託業務の実施状況について調査し、又は報告を求めることができる。

(費用の負担)

第5条 乙が業務の実施のため必要とする資材、機器等は乙の負担とする。

(業務内容の変更等)

第6条 甲は、必要がある場合には、委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止し、若しくは打ち切ることができる。この場合において、委託金額又は履行期間を変更する必要があるときは、甲乙協議して定めるものとする。

2 前項の場合において、乙が損害をうけたときは、甲は、その損害を賠償しなければならない。この場合において、賠償額は、甲乙協議して定めるものとする。

(期間の延長)

第7条 乙は、その責めに帰することができない理由により、履行期間までに委託業務を完了することができないときは、甲に対して、遅滞なくその理由を付して履行期間の延長を求めることができる。

2 甲は、前項の請求があったときは、事実を調査し、やむを得ない理由があると認めるときは、履行期間を延長するものとする。

(損害の負担)

第8条 委託業務の処理に関して発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）は、乙の負担によるものとする。ただし、その損害が甲の責めに帰する理由による場合においては、この限りでない。

(履行遅滞の場合における賠償金)

第9条 甲は、乙が、履行期間内に委託業務を完了することができない場合は委託金額につき、遅延日数に応じ年3.0パーセントの割合で計算した額の遅延賠償金を徴収するものとする。

2 前項の遅延賠償金は、甲の乙に対する債務と相殺することができる。

3 甲の責めに帰する理由により、第16条第2項の委託金額の支払が遅れた場合には、乙は、未受領金額につき、遅延日数に応じ年3.0パーセントの割合で、甲に対して遅延利息の支払を請求することができるものとする。

(規律維持)

第10条 乙は、業務に従事する従業員の風紀及び規律の維持に責任を負い、秩序ある業務の実施に努めなければならない。

(法令の遵守)

第11条 乙は、乙の従業員に対する雇用者及び使用者として、労働基準法、労働安全衛生法、職業安定法その他の関係法令を遵守し、その責任を負うものとする。

(義務違反の場合における損害賠償)

第12条 乙は、第18条第5号の場合のほか、自らが本契約に定める義務に違反し甲又は第三者に損害を発生させた場合、甲の算定に基づき当該損害を補償又は賠償する責任を負担するものとする。

2 甲は、前項に基づき乙が甲に対し賠償すべき額について、乙が協議の申し入れをした場合には、これに応じ、乙の義務違反の程度、損害発生の態様及びその他の事情を考慮し、賠償額の減額について協議を行うものとする。

(機密の保持)

第13条 乙は、この契約の履行上知り得た甲の業務上の秘密を他に洩らし、又は他の目的に使用してはならない。この契約が終了し又は解除された後においても同様とする。

(業務の実施報告)

第14条 乙は、業務の実施結果を書面により甲に報告し、甲の確認を受けなければならない。

(仕様書等に不適合の場合の修補)

第 15 条 業務の実施結果が仕様書等に適合していないと認められる場合は、甲は業務の修補を乙に求めることができる。

(委託金額の支払)

第 16 条 乙は、第 14 条の規定による報告に基づく甲の確認を受けたのち、委託金額の月額金額の円の支払を請求するものとする。

2 甲は、は、前項の適法な請求書を受領したときは、乙が当該業務を履行した月の翌月末日までに支払いを行うものとする。

(契約不適合責任)

第 17 条 乙が本契約により行った業務について、契約の内容と適合しないこと（以下「契約不適合」という。）を発見したときは、甲は乙に、相当の期間を定めて契約不適合の修補の請求をすることができる。

2 契約不適合について、修補が不能な場合又は修補を甲の定めた期間内に乙が完了することができなかつた場合、甲は乙に対して代金の減額を請求することができる。ただし、その契約不適合により契約の目的が達成されない場合は、契約を解除することができる。

3 契約不適合があつた場合は、甲は乙に、損害の賠償を請求することができる。ただし、契約その他の債務の発生原因及び取引上の社会通念に照らして乙の責めに帰することができない理由により発生したときは、甲は乙に対して損害賠償の請求をすることができない。

4 甲は、甲の供した材料の性質又は甲の与えた指図によって生じた不適合を理由として、履行の追完の請求、代金の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない。ただし、乙がその材料や指図が不相当であることを知りながら告げなかつたときは、この限りではない。

5 甲が契約不適合を知つたときから 1 年以内にその旨を乙に通知しないときは、甲は、契約不適合を理由として、履行の追完の請求、代金の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない。ただし、乙が契約不適合について引き渡しの時に知り、又は重大な過失により知らなかつたときは、この限りではない。

(契約の解除)

第 18 条 甲は、次の各号の一に該当するときは、催告をしないで契約を解除することができる。

この場合において、解除により乙に損害があつても、甲は賠償の責めを負わない。

(1) 乙の責めに帰すべき理由により履行期間内に業務が完了しないと明らかに認められるとき、または、履行期間経過後相当の期間内に完了する見込みがないと認められるとき。

(2) 乙に誠意がなく、完全に業務が完了する見込みがないと認められたとき。

(3) 契約の履行に関し、不正の行為があると認められたとき。

(4) 乙が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団（同法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者と認められたとき。

(5) 前各号に掲げる場合のほか、本契約に違反し、本業務の目的を達成することができないと認められるとき。

(6) 本業務を処理するために乙が取り扱う機密情報・個人情報について、乙の責に帰すべき理由による機密情報・個人情報の漏えい等があつたとき。

(違約金)

第 19 条 前条各号の規定又は第 17 条第 2 項の規定により、甲が契約を解除したときは、乙は委託金額の 10 分の 1 を違約金として甲の指定する期日までに納付しなければならない。

(賃金の変動に基づく契約金額の変更)

第 20 条 履行期間中において、日本国内における賃金水準に予期し得ない急激な変動が生じ、その結果契約金額が著しく不相当となつたと認められるときは、甲又は乙は、契約金額の変更について書面により協議を申し入れることができる。

2 前項に基づく申し入れを行うことができるのは、次の各号の要件を満たす場合に限る。

(1) 協議申し入れ時点において、本契約の履行期間が 2 か月以上残存していること。

(2) 当該変更額が、変動前契約金額（契約金額から既履行部分に対応する金額を控除した額をいう。）と変動後契約金額（変動後の賃金水準を基礎として算出した変動前契約金額に

相応する額をいう。)との差額のうち、変動前契約金額の1000分の10を超える額であること。

3 前項に基づく申し入れを行った甲又は乙は、算定根拠資料を添付した変更請求書類を相手方に提出し、甲乙協議を行うものとする。

4 前項の協議を行った場合、甲は協議の結果を書面により乙に通知しなければならない。この場合において、乙が当該通知を受領した日から14日以内に書面により異議を述べなかったときは、乙は当該決定に同意したものとみなす。

(契約外の事項)

第21条 この契約に定めのない事項又は契約について疑義が生じた事項については、必要に応じて甲乙協議して定めるものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、当事者が記名押印のうえ、各自1通を保持する。

令和 8 年 月 日

甲 大分県宇佐市大字高森字京塚
委託者 大分県立歴史博物館
(契約担当者) 館長

乙
受託者